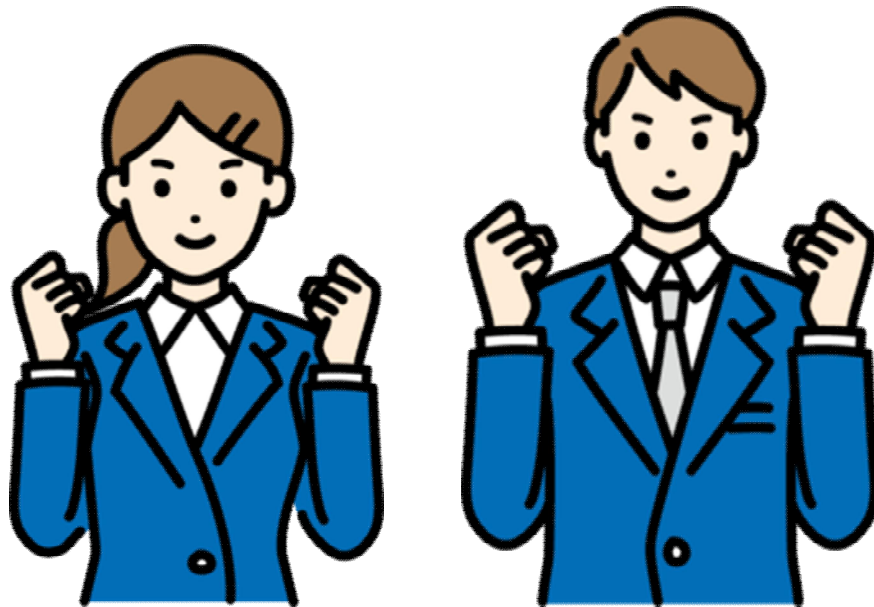


2025 年度

【R7.4.1】

いずも暮らし I ターン応援助成金 ≫≫≫ご案内≪≪≪



県外から出雲市へIターンする方を支援し定住促進を図るため、出雲市に移住（居住）し、市内事業所に雇用されている独身の方（以下「対象者」といいます。）に対し、家賃助成金を交付します。



出雲市役所 縁結び定住課

TEL:0853-21-6629 Fax:0853-21-6599

Email:teijyu@city.izumo.shimane.jp



1. 申請資格 以下の①～⑪の全てに該当する方

- ① 出雲市に転入して、3か月以内の方（※令和7年2月1日以降に転入した方が対象です。）
- ② 県外から転入し、市内に初めて住む独身の方
- ③ 交付申請日において、40歳未満の方
- ④ 市内事業所（市内に本店、支店等を有する法人（個人事業者を含む））に新たに雇用（当該市内事業所の市内の本店や営業所等に勤務）され雇用保険に加入した方
※転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更は対象になりません。
※国家公務員または地方公務員、それらに準ずる勤務条件の場合は対象になりません。
- ⑤ 助成対象期間中、出雲の生活・市のイベント等に参加することで感じた「出雲暮らしの魅力」を、市が運営する定住支援サイト内のブログで情報発信（月3回以上）し、市の事業に協力していただける方【毎月情報発信報告書を提出してください】
- ⑥ 原則、移住、就職、民間賃貸住宅入居に関して、国、県または市の制度による他の補助または補償等を受けていない方
- ⑦ 民間賃貸住宅を契約、入居しており、家賃を滞納していない方
- ⑧ 出雲市税を滞納していない方
- ⑨ 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員でない方
- ⑩ 生活保護を受けていない方
- ⑪ 過去にこの助成金の交付決定を取り消された方でないこと

2. 助成金および内容

	対象者	助成額	内容
家賃 助成金	40歳未満の 独身の方	上限 2万円/月	家賃(※1)から住宅手当を除く額の <u>2分の1</u> で2万円を上限に助成します。
	上記のうち、 自然豊かな地域 (※2)に居住 している方	上限 2万円/月	家賃(※1)から住宅手当を除く額の <u>3分の2</u> で2万円を上限に助成します。

※1 対象者が契約し、居住する出雲市内の民間賃貸住宅の家賃が対象です。

※2 6ページの別表「自然豊かな地域」指定地域一覧をご参照ください。

家賃助成金の対象となる家賃は民間賃貸住宅の月額で、共益費や駐車場使用料等を除いた額とします。

・社宅、寮等の事業所から貸与を受けた住宅や、市営住宅等の公営住宅に入居する場合、家賃助成金は交付しません。

・月の途中において受給対象でなくなった場合は、当該月の家賃助成金は、交付しません。

3. 募集予定人数

40人

※予定人数に達したときは、申請受付を終了する場合があります。

4. 対象交付期間

12か月

※「出雲暮らしの魅力」を効果的、継続的に情報発信された方は、更に12か月延長できます。

5. 助成金の交付

請求により3か月毎に交付します。

6. 申請方法

- 所定の申請用紙に必要事項を記入し、戸籍の附票、戸籍抄本、出雲市の住民票等を添付し市役所縁結び定住課に提出してください。
- 申請用紙は、市縁結び定住課、市のホームページから取得できます。
- 申請・必要書類等の詳細については、次ページをご覧ください。

7. 助成金の返還

いずも暮らしIターン応援助成金の交付決定を受けた方が、本助成金の申請日から5年未満で、市外に転出された場合は、助成金の交付決定を取り消し、経過年数に応じた助成金を返還していただきます。

8. その他

期間中、書類（申請書・実績報告書等）の提出に関することや、情報発信に関することについて、市から本人若しくは勤務先に、連絡をすることがあります。

交付申請等の手続き

対象者が、市内事業所に就職し、引越・住民登録手続きを行った後に、各助成金の交付申請書等に添付書類を添えて提出してください。

※交付申請は、転入日から3か月以内に手続きを行ってください。

①交付申請 次ページに詳細を掲載しています。



②交付決定 いずも暮らしIターン応援助成金交付決定通知書により市から通知します。



③交付請求 助成金は、3か月ごとにお支払いいたします。



④実績報告 事業完了後および年度末

※ 交付請求、実績報告の手続きにつきましては、市から別途ご案内いたします。

助成金交付申請提出書類

家賃助成金 <申請者：対象者>

- (1) いずも暮らしIターン応援助成金交付申請書
- (2) 建物賃貸借契約書の写し(民間賃貸住宅の入居および家賃、共益費等の内訳を確認)
- (3) 戸籍の附票等市内に住民登録を有したことがないことが確認できる書類
- (4) 戸籍抄本等独身が確認できる書類
- (5) 住民票等住所を移したことが確認できる書類
- (6) 就労証明書等(市で定める様式および雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等)
- (7) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等
(対象者の雇用と、雇用保険加入が確認できる書類)
- (8) 滞納のない証明等出雲市税を滞納していないことが確認できる書類
- (9) その他市長が特に必要と認める書類

※ 申請事項に変更が生じた場合は、変更申請を行う必要があります。詳しくはお尋ねください。



【証明書類について】

証明書類は、提出日（すべての書類が提出された日）から3か月以内に発行されたものをご準備ください。

○市内に住民登録を有したことがない（出生時から）ことを確認できるもの

戸籍の附票（※本籍地のある市区町村の住民担当課で取得可能） 《有料》

→ 住民票上の住所の履歴が記載されているものです。出生から出雲市に転入されるまでのものが
必要です。なお、戸籍の改製等があると、住所履歴の記載が途切れる場合もありますので、そ
の際は、2通以上必要となります。

→ 電算化等により記載がない部分がある場合①②のいずれかも併せて提出してください。

①改正原附票

②改正原附票の交付ができないことの告知書等（廃棄済証明書等）

※マイナンバーカードを利用して、コンビニで取得できる場合もあります。詳しくは本籍地のある
市区町村の住民担当課にお問い合わせください。

○独身が確認できるもの（戸籍抄本又は戸籍謄本）

戸籍抄本（※本籍地のある市区町村の住民担当課で取得可能）《有料》

戸籍謄本（※全国の市区町村窓口どこでも取得可能）《有料》

○住民票の写し等住所を移したことが確認できる書類

世帯全員・続柄の記載があるもの（※出雲市役所住民担当課で取得可能） 《有料》

【窓 口】本 庁：市民課 各行政センター：市民サービス課

○雇用保険に加入していることおよび住居手当（家賃補助に類するもの）の額が確認できるもの

就労証明書（※勤務先で交付）および雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

○市税を滞納していないことが確認できるもの

滞納のない証明 《有料》

【窓 口】本 庁：市民税課 各行政センター：市民サービス課

別表 「自然豊かな地域」指定地域一覧

地域	地区	町名またはエリア
出雲	古志	古志町の一部（上新宮）※
	高浜	日下町
		八島町
	鳶巣	東林木町
	上津	西谷町
		上島町
		船津町
	稗原	野尻町
		稗原町
	朝山	馬木町
		朝山町
		所原町
		見々久町
	乙立	乙立町
	長浜	外園町
平田	西田	本庄町
		万田町
		奥宇賀町
	鰐淵	河下町
		唐川町
		別所町
		猪目町
	久多美	久多見町
	桧山	多久谷町の一部 ※
		多久町の一部 ※
	東	鹿園寺町の一部 ※
		小境町
	北浜	小津町
		十六島町
		釜浦町
		塩津町
		美保町
	佐香	三津町
		小伊津町
		坂浦町
	伊野	地合町
		野郷町

地域	地区	町名またはエリア
佐田	須佐	朝原
		須佐
		原田
		大呂
		反邊
		吉野
	窪田	一窪田
		毛津
		佐津目
		高津屋
		下橋波
		上橋波
		東村
		八幡原
多伎	多伎	神原
		奥田儀
		口田儀
		小田
		多岐
		久村
湖陵	湖陵	畑村
		常楽寺
		差海
大社	大社	杵築北
	日御碕	日御碕
		宇龍
	鵜鷺	鷺浦
		鵜峠
斐川	莊原	学頭の一部(畑辺地) ※
	阿宮	阿宮
	出西	出西の一部 ※
	伊波野	名島
	出東	坂田

64 町と 6 エリア（※一部辺地指定地域）を指定